

# 介護老人福祉施設 友喜苑（ショートステイ） 利用料金表

事業所番号 2970700429

1. 【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】 令和8年6月～ (1単位=10円)

(予防給付)	要支援1		要支援2		
短期入所生活介護費	529単位/日		656単位/日		
連続31日以上利用した場合	503単位/日		623単位/日		
(介護給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
連続61日以上利用した場合	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
生活機能向上連携加算Ⅱ1	200単位/月				
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月				
機能訓練体制加算	12単位/日				
若年性認知症受入加算	120単位/日 (必要に応じて)				
緊急短期入所受入れ加算	90単位 (7日(やむを得ない場合は14日)を限度)				
長期利用者提供減算	-30単位/日				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日				
送迎加算	184 単位/回		※五條市の一部（西吉野町、大塔町を除く）・御所市大淀町・下市町以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の172/1,000相当する単位数		所定単位数は（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。		

※介護保険負担割合証の内容に応じて、異なります。

## 2. 【食費 滞在費】

	滞在費	食費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	2,066 円/日	朝食 昼食 夕食 320 円 740 円 740 円	
第1段階	880 円/日	300 円/日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	880 円/日	600 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	1,370 円/日	1,000 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	1,370 円/日	1,300 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

## 3. 【その他の費用】

おやつ代	100 円/日
教養娯楽費	実費 (グループ並びに個別に提供するクラブ活動および行事の費用)
嗜好品・個人の日用品費	実費 (口腔ケア用品・入れ歯安定剤・嗜好飲料等)
理美容費	実費 (カットの場合は1,700円)
クリーニング費	実費 (家庭用洗濯機で洗濯できない衣類等に限り、必要となった場合)
電気使用料金	1コンセント毎50円/日として計算 (持ち込まれた電化製品に限る)
複写費	1枚 (片面) あたり10円 (各種保険証、サービス提供の記録)
通信費	実費 (郵便・通信に要した費用)

※利用料金は、下記(1. 2. 3.)の合計額となります。

1. { (【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】 + 必要に応じた算定加算分) × 1.136 (介護職員処遇改善加算) の利用日数分
2. 【食費 滞在費】段階別の費用 それぞれの利用日数分
3. 【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分

※介護保険制度（介護報酬改正）や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめ ご了承下さいませ様にお願い致します。